

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_29 ー相続の準備_③ー

2025.1. 2

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

50代－80代～で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

相続の準備

いざ、自分の相続のときには相続税かかるのかな。



それはお持ちの財産とご家族の構成、つまり法定相続人は誰かということによって決まります。



つまり、どういうことですか。



法定相続人ですがお客さまの場合は奥様とお子様2人ですので3人になります。基礎控除といって $3000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{名} = 4,800\text{万円}$ までの財産なら相続税はご家族全体でかかってきません。



以外に少ないですね。でもうちにはもっとあるかもしれないわ。



不動産も含みますし、生命保険金や死亡保険金も含みます。ただし生命保険金や死亡退職金はそれぞれ $500\text{万円} \times \text{法定相続人まで}$ なら非課税扱いになります。



相続の準備

あっ、生命保険あった。不動産と株、預金合わせると、母さん、相続税かかるかもしれない。



それに気がついただけでも素晴らしいですね。まだまだ先は長いので対策を考えましょう。



まずは計算のステップを理解しなければ対策もできないですね。



はい、その通りです。どういう対策をすれば相続税の計算上、どういう影響があって減らすことができるのか理解しておく、対策のモチベーションにもなるでしょう。



そうですね。まずは、計算ステップをしっかりと勉強します！



では、STEP1からSTEP9まで見ていきましょう。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 相続税の計算のステップを理解すると、相続対策をするモチベーションになります。
- ✓ 基礎控除は3000万円 + 600万円*法定相続人です。この金額以下なら相続税はかかりません。
- ✓ 法定相続人と相続財産の合計で相続税の金額を確認しておく対策をする場合、イメージが付きやすいでしょう。

相続税ってどのように計算されるの？

親と子の立場から

A. 相続税の計算: 課税遺産総額の算出

ステップ1

亡くなられた方（又は、生前の方）のすべての財産をピックアップします。



ステップ2

亡くなられた方（又は、生前の方）の借金や葬儀費用、非課税となる資産をピックアップします。



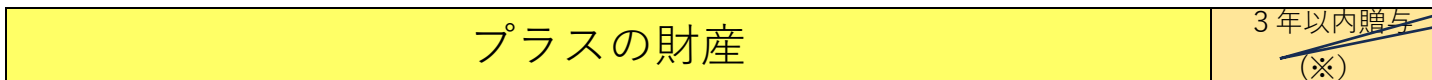
ステップ3

亡くなられた方（又は、生前の方）の正味財産を算出します。



ステップ4

相続開始時から3年以内の生前贈与を加算して、「課税価格の合計額」を算出します。



ステップ5

「課税価格の合計額」から「基礎控除」を控除して「課税遺産総額」を算出します。



B. 相続額の計算： 相続税の総額の算出

課税遺産総額 1億円

不動産、預貯金、株、貴金
属すべてこみこみ

ステップ6

課税遺産総額に法定相続分を乗じて各法定相続人の課税遺産額を算出します。
(実際にいくら相続するかは関係ありません。法定相続人以外が相続しても無視します)

相続人 A 5000万円 (例 配偶者) 1/2	相続人 B 2500万円 (子1) 1/4	相続人 C 2500万円 (子2) 1/4
-----------------------------	--------------------------	--------------------------

ステップ7

各人の課税遺産額に相続税の速算表に定められた税率で税額を算出します。

A	B	B
800万円	325万円	325万円
相続税の総額 1450万円		

平成27年1月1日以降の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

C. 相続額の計算： 各相続人の納税額の算出

ステップ8 相続税の総額に各相続人の実際の相続割合を乗じて、各相続人の相続税を算出します。（各種控除前）

相続税の総額 1450万円		
X		
相続人A 4000万円 1億円 580	相続人B 3000万円 1億円 435	相続人C 3000万円 1億円 435

ステップ9 各相続人の相続税額から適用できる税額控除を引きます。

配偶者控除 580	未成年控除 15歳 50 3年以内 贈与税 20	障害者控除 21歳 640
0	365	0

配偶者の税額軽減
：相続財産が法定相続分、又は1億6000万円の大きい金額までが無税

未成年控除：20歳になるまで10万円/年

障害者控除：85歳になるまで10万円/年

万円

相続税早見表

親と子の立場から

ステップ4の金額

相続人 遺産総額	配偶者 +子1人	配偶者 +子2人	配偶者 +子3人	子1人	子2人	子3人
4000万円	0	0	0	40	0	0
5000万円	40	10	0	160	80	20
6000万円	90	60	30	310	180	120
7000万円	160	113	80	480	320	220
8000万円	235	175	137	680	470	330
1億円	385	315	262	1,220	770	630
2億円	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,460

計算例

基礎控除
 $= 3000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人}$
 $= 4800\text{万円}$

課税遺産総額
 $= 5000\text{万円} - 4800\text{万円} = 200\text{万円}$

相続税額
 $= 200\text{万円} \times 10\% = 20\text{万円、内}$

配偶者の税額
 $= 20\text{万円} \times 1/2 (\text{法定分}) = 10\text{万円}$

配偶者の税額軽減適用後
 $= 10\text{万円} - 10\text{万円} = \mathbf{0\text{円}}$

子2人分
 $= 20\text{万円} \times 1/2 = \mathbf{10\text{万円}}$

※ 法定相続分により相続した場合の相続税額。遺産総額は基礎控除を差し引く前の課税価格の合計額。

Thinking time !

相続の準備について親と子で話し合う機会を作りましょう。

相続税はかかるのか？

- ・ 貴方はもし自分の相続の場合、ご自分の財産がどこに何があるのか把握していますか。
- ・ 基礎控除の計算式からご自分の基礎控除額はいくらですか。



みなし相続財産

- ・ 生命保険金や会社からの死亡退職金がありますか。
- ・ 不動産も含め、概算でよいので相続税がかかりそうか計算してみましょう。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

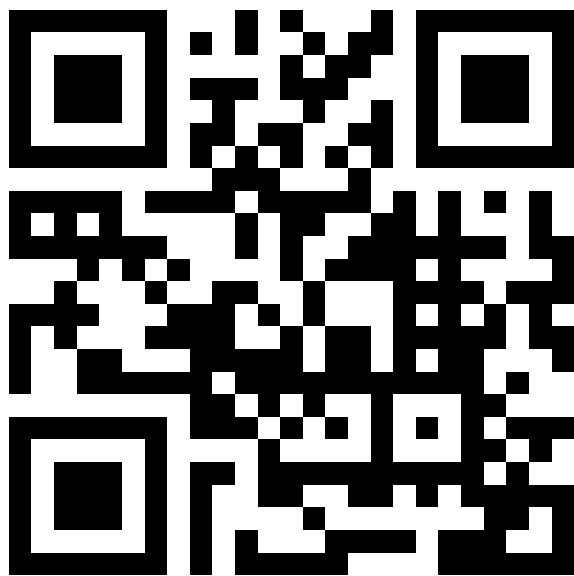
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

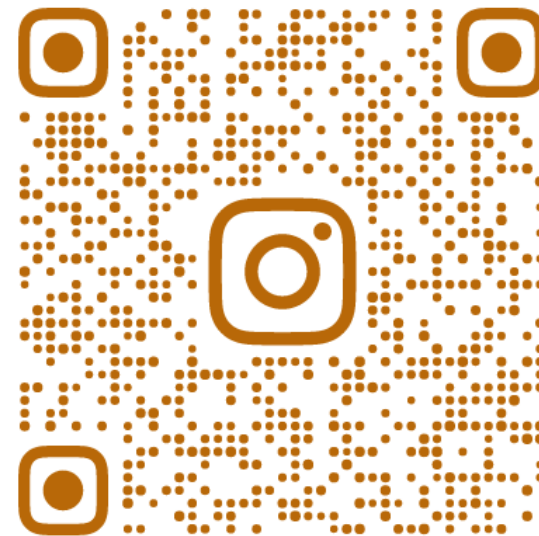
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN